明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（六〇）　二

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　六

〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四〇九）　八
○日本国に帰化を許可する件（同四一〇）　八
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八〇）　九
○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（厚生労働三四二）　九
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産一九四三）　九
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同一九四四）　一〇
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一〇五）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一一一、一一二）　一〇

〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　復興庁　一〇

〔人事異動〕
諸事項　一〇

〔叙位・叙勲〕
諸事項　一二

〔褒　賞〕
諸事項　一二

〔公　告〕
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職、平成二十六年度総務省共済組合の決算関係　一三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他
本号で公布された法令のあらまし　一三

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（総務省）

1　参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

㈠　参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めることとした。（別表第三関係）

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	六人（改正前　四人）
宮城県	二人（改正前　四人）
東京都	一二人（改正前　一〇人）
新潟県	二人（改正前　四人）
長野県	二人（改正前　四人）
愛知県	八人（改正前　六人）
兵庫県	六人（改正前　四人）
福岡県	六人（改正前　四人）

㈡　参議院選挙区選出議員について、次のとおり、二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けることとした。（別表第三関係）

選挙区	選挙すべき議員数
鳥取県及び島根県	二人（改正前　鳥取県二人・島根県二人）
徳島県及び高知県	二人（改正前　徳島県二人・高知県二人）

2　参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

参議院選挙区選出議員の選挙のうち二の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われるもの（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設けることとした。

㈠　選挙事務所の数は、二箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、一〇箇所まで）とすることとした。（第一三一条第一項関係）

㈡　主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろいとすることとした。（第一四一条第一項第一号関係）

㈢　新聞広告の回数は、一〇回までとすることとした。（第一四九条第四項関係）

㈣　個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、一〇までとすることとした。（第一六四条の二第三項関係）

㈤　街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、二とすることとした。（第一六四条の五第三項第一号関係）

㈥　街頭演説において選挙運動に従事する者の数の上限は、候補者一人につき演説を行う場所ごとに一五人とすることとした。（第一六四条の七第一項関係）

㈦　特殊乗車券の交付数は、三〇枚とすることとした。（第一七六条関係）

㈧　推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の八倍に相当する回数以内とすることとした。（第二〇一条の四第一項関係）

㈨　再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、二台とすることとした。（第二〇一条の七第二項関係）

3　参議院合同選挙区選挙の管理執行体制の整備

㈠　参議院合同選挙区選挙管理委員会

(1)　参議院合同選挙区選挙の選挙区内の二の都道府県（以下「合同選挙区都道府県」という。）は、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置くこととした。

(2)　参議院合同選挙区選挙に関する事務は、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理することとした。

(3)　参議院合同選挙区選挙管理委員会は、委員八人をもって組織することとした。

(4)　委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員をもって充てることとした。

(5)　委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員でなくなったときに限り、その職を失うこととした。

(6)　委員の任期は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員としての任期によることとした。ただし、地方自治法の規定により後任者が就任する時まで合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員として在任する間は、委員として在任することとした。

(7)　委員は、非常勤とすることとした。

(8)　委員は、合同選挙区都道府県に対しその職務に関し請負をする者等であることができないこととし、これに該当するときは、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員の職を失うこととした。